

平成28年9月30日

広島市議会議長

永田雅紀様

提出者

広島市議会議員

元田賢治 山田春男

渡辺好造 藤田博之

村上厚子 八條範彦

森野貴雅 碓井法明

広島市ほい捨て等の防止に関する条例の一部改正について

地方自治法第112条及び広島市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

議員提出第3号議案

広島市ばい捨て等の防止に関する条例の一部改正について

広島市ばい捨て等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市ばい捨て等の防止に関する条例の一部を改正する条例

広島市ばい捨て等の防止に関する条例(平成15年広島市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

3 前項ただし書の規定は、平和記念公園については、適用しない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

平和記念公園は、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として整備された記念施設であり、現在まで、原爆死没者の慰霊と世界平和を祈念するための「聖地」、国際平和文化都市の象徴としての「観光地」、市民の憩いの場である「都市公園」といった多様な役割を果たしており、外国人観光客や修学旅行生など数多くの方々が訪れている。

こうした状況の中、平和記念公園は喫煙制限区域内の屋外の公共の場所であるにもかかわらず、公園内には、管理者の裁量により、未だ灰皿が設置され喫煙できる場所があることから、平和記念公園の役割や訪れる観光客等の状況、さらには、受動喫煙による健康被害などを勘案し、平和記念公園を全面禁煙とする必要がある。